



6月9日
会社提案

休業指示における就業規則の改正 について提案を受ける！

その1

提案内容

1 休業の取扱いの追加

現在の就業規則では、日単位での休業を命ずる明文規定がないことから、東日本旅客鉄道株式会社就業規則（昭和 62 年 4 月社達第 4 号）に以下の条文を追加する。

（休業）

第 123 条の 4 会社は、業務量の減少その他経営上の都合により、休業を命ずることがある。

（注）休業を命じた場合の賃金は、賃金規定第 126 条の規定による。

2 休業時の賃金の取扱いの変更

（1）現在の賃金規定では、休業を命じた場合には休業 1 日における支給額を「平均賃金の 60/100」としているが、6 割以上の支給を可能にするため、賃金規程（昭和 62 年 4 月人達第 8 号）第 126 条第 1 項を以下のとおり変更する。

（休業等）

第 126 条 休業等を命ぜられた場合の支給額については、次の各号に定めるとおりとする。

（1）業務量の減少その他経営上の都合により休業を命ぜられた場合は、その期間 1 日につき平均賃金の 60/100 以上とする。

（2）就業規則第 141 条に規定する就業制限を命ぜられた場合は、その期間 1 日につき平均賃金の 60/100 とする。

（2）休業を命じた日については、賃金規程第 144 条の期末手当の期間率における欠勤期間を、会社が特に指定した場合は除くことがあることとする。

3 実施期日

令和 2 年 9 月 1 日

（3）東日本旅客鉄道株式会社グリーンスタッフ就業規則（平成 11 年 3 月社達第 23 号）、東日本旅客鉄道株式会社テンポラリースタッフ就業規則（平成 11 年 3 月社達第 24 号）及び東日本旅客鉄道株式会社エルダー社員就業規則（平成 20 年 2 月社達第 63 号）においても、同様に取り扱う。

その2へ続く